

○第6期日高市障がい者計画・障がい福祉計画・第2期日高市障がい児福祉計画(案)に対する意見(市民コメント)

NO.	基本目標一項目	個別意見	市としての考え方
1	1. 実態調査、市民コメントについて	最初の計画策定の背景のところが妥当だと思いますが、実態調査や市民コメントを実施し、市民参加のもと策定したということを記載した方がよろしいかと思います。	ご提案を踏まえ、計画書P1「1 計画策定の背景」に追記しました。
	2. 現在計画の評価、検証について	本計画の中には、現在進行中の計画についての評価、検証が述べられていません。施策・事業が計画期間中にどのように実施され、障がい福祉行政が進んだのか、まちづくりが進んだのか、一方で目標に達成できなかったこと(理由を含む)など評価、検証してください。本計画はこれらのことと踏まえて策定されているとは思いますか、計画書の中に盛り込んでいただきたいと思います。	評価、検証につきましては、障がい者地域総合支援協議会(第1回)で行い、会議録等についてもホームページで公開しております。 また、行政評価や主要な施策の成果説明書なども活用し、評価等を行ってまいりたいと考えております。
	3. 第6次日高市総合計画前期基本計画(以下「前期基本計画」という。)について	前期基本計画(令和3年度～7年度)と本計画(令和3～5年度)は、最初の3年間が重複しています。障がい者福祉については前期基本計画の施策4に盛り込まれています。両計画とも最終仕上げの段階となっていますが、再度、文言や数値の整合がどれているか、最終確認を大至急実施してください。	文言や数値の整合性を確認し、当該計画の修正などを行いました。
	4. 計画書の構成、技術的なことについて	(1)資料編 策定の経緯が記載されることとなっておりますが、実態調査については本編に結果が記載されていますが、市民コメントの結果について意見と市の考え方を記載していただきたいと思います。  (2)公用文表記基準に準じる記載 ①公用文の表記は「常用漢字表」に原則拘束されることとなっています。常用漢字を使うところが平仮名になっていたり、この逆も散見されました。 ②送り仮名も言葉により難しい言葉もありますが、再度見直してください。 ③文章の主旨によって、どちらが適切か難しい言葉、例示ですが「超える」「越える」など、これもどちらが適切か再度見直してください。 ④「及び」と「並びに」の関係、「又は」と「若しくは」の関係など 計画書に多く出てきます。例示で書きましたが基準がありますので、再度見直してください。 ⑤「等」と「など」 計画書の中に「等」が非常に多く見られます。これも基準があります。「等」があれば、何かを含んでいると思われます。「等」が必要かどうか再度見直してください。	市民コメントの結果等については、計画策定の日程上困難なため、市ホームページにて公表させていただくこととなっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 ご指摘いただいたことについて、見直すとともに修正を行いました。
	5. 障がい福祉計画、まちづくりの推進について	第6次総合計画と本計画が令和3年度から同時にスタートすることは絶好のタイミングだと思います。それぞれの計画で高い目標が掲げられています。目標の達成、計画の推進に当たっては政策秘書課、障がい福祉課が事務局だからということにならないよう、職員一丸で取り組んでいく体制をぜひ構築してください。どうすれば達成できるかを考え、そして市民、各種団体、企業に働きかけて日高市のまちづくり、ノーマライゼーション社会が進展することを期待します。	ご意見を踏まえ、計画の実現に取り組んでまいります。

	全体を通して	電動車イス、リムがすべる素材でできていて、大へんкиケンです。すべらない素材(樹脂)を使い、全ての人が安心してのれるようにして下さい。手動でスムースに動くように!	機会がありました際に、業者等にお話をさせて頂きます。
2	P.38 「(2)制度の「縦割り」を超えた柔軟で必要な支援の確保」のところ	(介護保険優先原則)について、「65歳以上の障がい者」について触れられていますが、介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者のことについては触れられていません。 若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障がいとなり介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者の方を、器質性精神障がい(高次脳機能障がい)との診断につなげ、併用できる障がい福祉サービスや障がい年金制度につなげるなど、自立支援協議会なども活用し、高次脳機能障がいについて啓発・研修を行っていくと共に、高次脳機能障がい者への相談支援体制を整備していくことについても計画に記してください。	次のとおり修正いたしました。 ・P38(2)「制度の「縦割り」を超えた柔軟で必要な支援の確保」における65歳以上の障がい者は、に続けて(第2号被保険者も含む)と追記。 ・高次脳機能障がい者を障がい福祉サービスにつなげる取組については、P42に記載しております。 ・高次脳機能障がい者への相談支援体制を整備については、P103に記載しております。
3	P.75 「強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実」のところ	「強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実」について、国の基本指針を転記するだけでなく、日高市特有の状況を踏まえて、高次脳機能障がい児への支援体制の整備について、もう少し具体的に記してください。	障がい福祉計画・障がい児福祉計画の「成果目標設定の方針」では、成果目標を設定し計画的な整備を図るために、配慮する点を記載しております。 なお、日高市特有の状況を踏まえて、高次脳機能障がい児への支援体制整備については、様々な関係機関と連携して進めていくものであることから、あえて包括的な記述としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
	P.53 「(6)情報アクセシビリティの向上」のところ、あるいは、P.106「⑥意思疎通支援事業」のところ	現在、意見公募中の三芳町の「三芳町障がい者福祉計画等(素案)」に記されている取り組みなどを参考に、手話や要約筆記以外での意思疎通支援について、日高市として検討していくことを計画に記してください。	市では手話奉仕員の養成講座を行っておりますが、参加者が少ないという課題があり、まずは養成講座の充実を図っていくことを主としています。 なお、手話、要約筆記以外の支援については、情報収集に努め、検討してまいりたいと考えております。
	P.109 「(2)任意事業」のところ	任意事業の一つとして、徘徊の恐れのある高次脳機能障がい者などの障がい者の「徘徊見守り」のために、徘徊してしまう障がい者を「徘徊高齢者等見守りシールの交付」の対象にする、あるいは対象にすることを検討していくこと計画に記してください。	地域生活支援事業の任意事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び、国の「地域生活支援事業実施要綱」に基く地域生活支援事業のうち、当市が任意事業として実施する事業を記載しております。 徘徊の恐れのある障がい者の見守りについては、関係課とも調整し、検討してまいります。

	P.31 2. 学齢期の課題と現状	"困った時の相談先は「教育機関」が最も多くなっており最も信頼できる相談窓口となっています"とあるが、普段の学校での様子一番見ている先生方だから相談しやすいのかも。保護者に頼られているので、先生方は「他の相談機関」も知つておいた方がいいと思います。市内の「相談先一覧表」とかあると、保護者の方に説明しやすいかも。	ご提案を踏まえ、関係各課等への情報提供を行つてまいります。
4	P.62 (12)就学への支援 指導教員の専門性の充実	「指導教員の専門性の充実」について、研修内容に、当事者ご家族のお話を聞ける機会を作つてみてはどうか。合理的配慮についても、具体例とかを先生方に知つてほしい。	研修内容につきましては、各課と調整を図りながら、検討してまいりたいと考えております。
	P.99 (1)発達障がい者(児)および家族等支援	ペアレントメンター養成講座を日高市内で開催してほしい。	ペアレントメンター養成講座につきましては、関係課と連携し、取り組んでまいります。
	P.112 (2)学校	児童・生徒に対して、障がい者(児)への正しい理解と認識を深めるとあるが、具体的にどういったことをやるのか。	障がい者への理解と差別の解消については、主に障がい者計画の(P45)に記載しております。広報やホームページでの周知のほか、出前講座等、関係課とも連携し、進めてまいります。